

《費用対効果分析説明資料》

事業名	都市公園事業	地区名等	新青森県総合運動公園
-----	--------	------	------------

【費用対効果の算定内容】

1 費用対効果の算定根拠

『改訂第2版 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル』（平成19年6月(財)日本公園緑地協会編集発行、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修）による。本マニュアルは、大規模な公園を対象とする都市公園事業の費用（C）によってもたらされる効果を、旅行費用法による直接利用価値と、効用関数法による間接利用価値とを便益（B）として評価するものである。

2 都市公園事業に要する費用

C：総費用 = 81,961百万円

総費用算出根拠

公園整備に要する費用（都市公園事業費用）と、供用開始後50年間の維持管理費を現在価値化した総和を費用とする。

（単位：百万円）

区 分	建設費		維持管理費	総費用 + +
	施設費	用地費		
費 用	59,256	5,878	20,780	85,914
現在価値化	63,468	7,696	10,797	81,961

- ・施設費 = 建設費（公園事業費） - 用地費
- ・用地費 = 本事業による用地取得費。
- ・維持管理費 = 公園施設の維持管理費
- ・現在価値化 = 社会的割引率（4%）を用いて現時点に割り戻した価値。
- ・総費用 = 各費用の合計。

3 都市公園事業の効果（便益）

B：総便益 = 117,480百万円

総便益算出根拠

公園の整備によって生じる効果は、健康・レクリエーション空間としての直接利用価値と、都市環境・防災に役立つ間接利用価値の総和とする。評価対象期間は、供用開始50年間とする。

直接利用価値による便益

直接利用価値は、旅行費用法を用いる。公園利用者は、公園までの移動費用をかけてまでも公園を利用する価値があると認めているという前提のもとで、公園までの移動費用（料金、所要時間）を利用し便益として評価する。

間接利用価値による便益

間接利用価値は、効用関数法を用いる。都市環境・防災面で公園整備を行った場合と行わなかった場合の周辺世帯の持つ望ましさ（効用）の違いを便益として評価する。

総便益

（単位：百万円）

区 分	直接利用価値	間接利用価値		総便益 + +
		環 境	防 災	
便 益	146,004	23,443	49,953	219,400
現在価値化	76,548	12,857	28,075	117,480

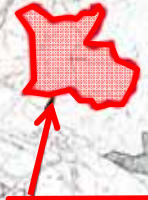
- ・直接利用価値 = 公園の40km圏域の市町村を対象に、公園を利用する移動費用と公園の選択率により需要を推計し、便益を算出し、さらに補正をする。
- ・環境価値 = 緑地面積に起因するものとして、公園整備がある場合とない場合との差を便益として算出する。
- ・防災価値 = 広場面積と防災機能の有無に起因するものとして、公園整備がある場合とない場合との差を便益として算出する。
- ・現在価値化 = 社会的割引率（4%）を用いて現時点に割り戻した価値。
- ・総便益 = 各便益の合計。

【費用対効果分析の結果】

B / C（再評価時点） = 117,480百万円 / 81,961百万円 = 1.43

位置図

青森市



新青森県総合運動公園
A=86.0ha

青森県総合運動公園
A=74.8ha
〈三内まほろばパーク〉 A=39.0ha
〈総合芸術パーク〉 A=35.8ha




新青森県総合運動公園





新青森県総合運動公園 施設配置図


9・6・2 新青森県総合運動公園 全体平面図

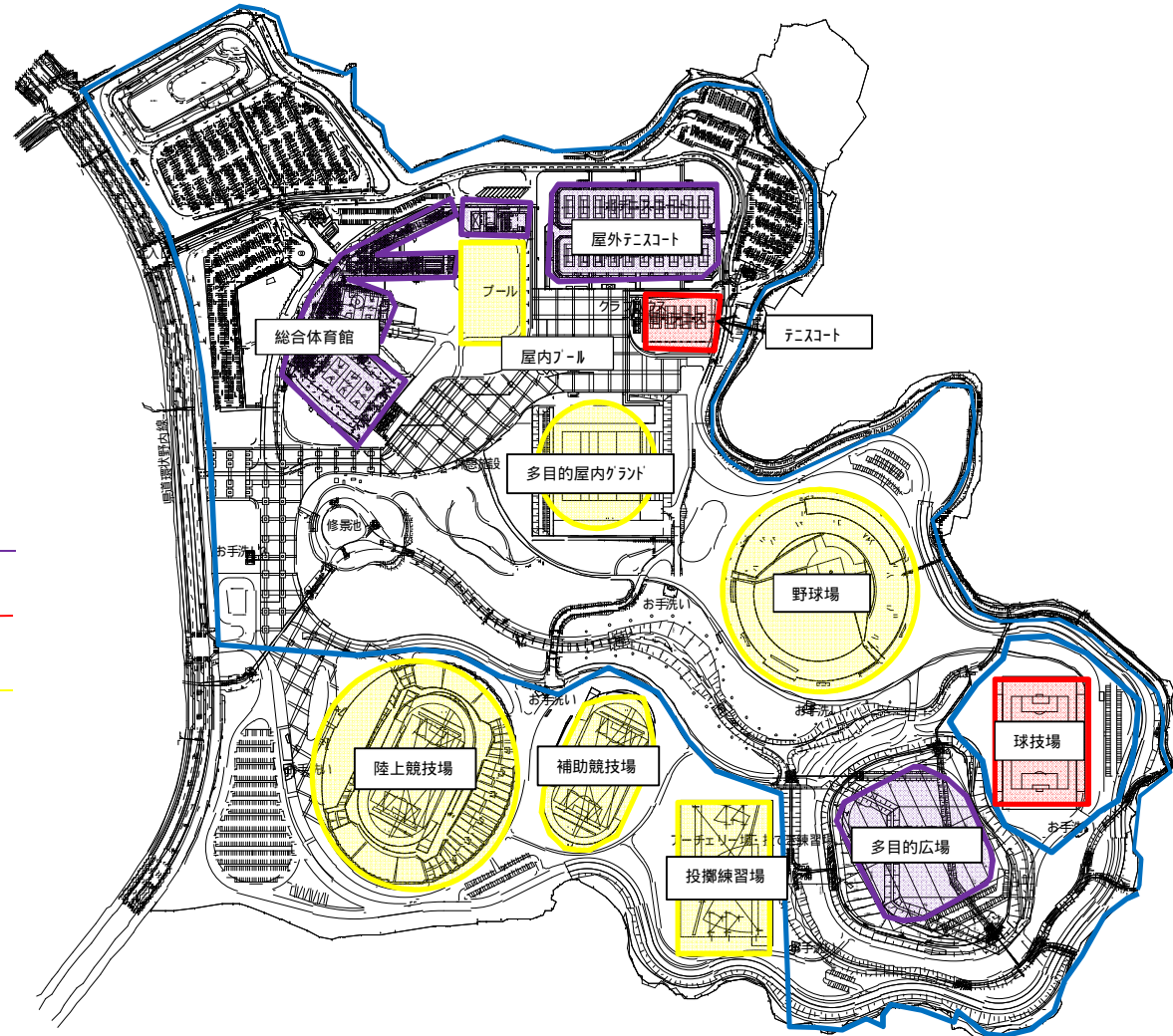


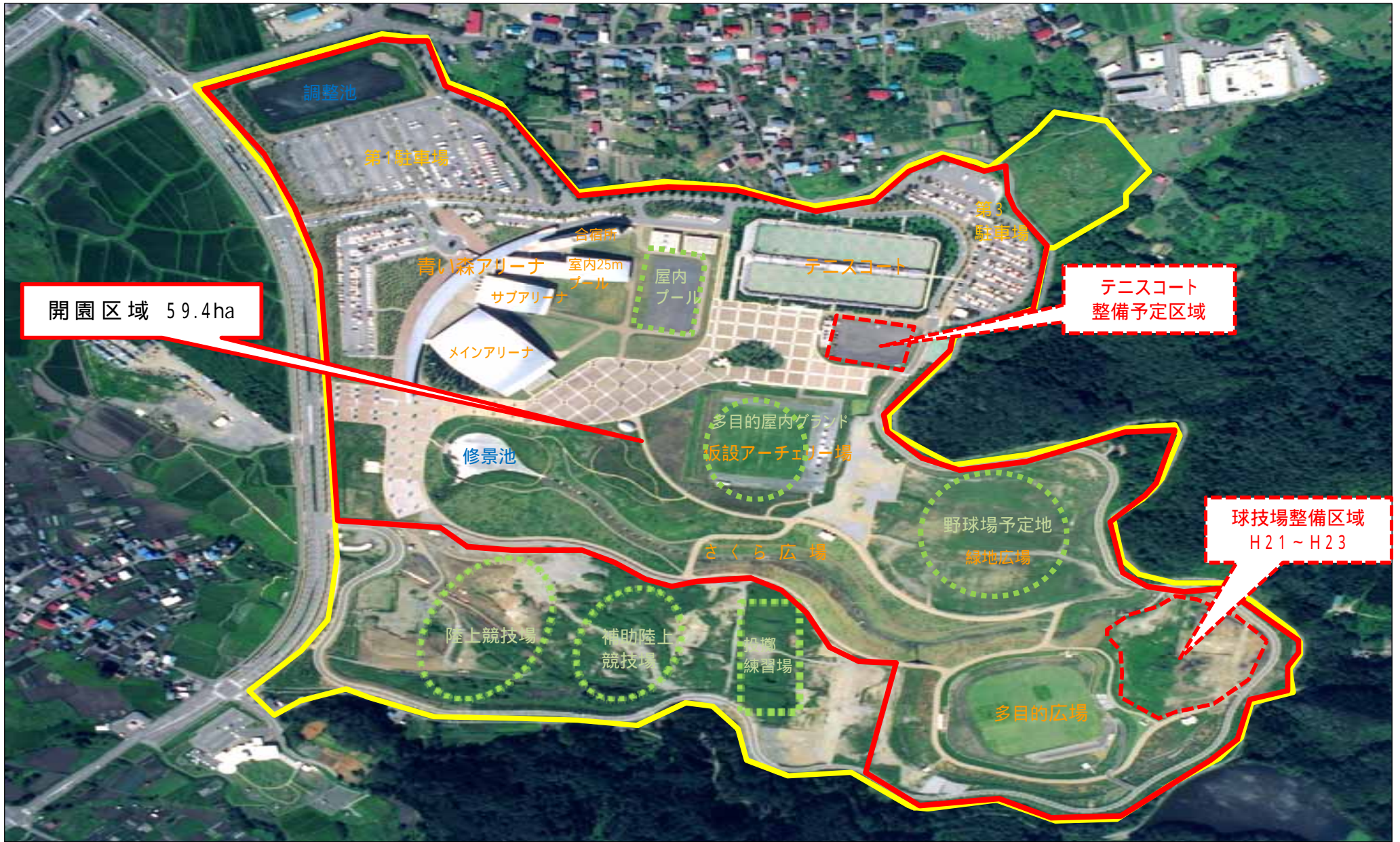
 H21.4 開園済区域


 整備済施設

 整備中の施設

 未整備施設





	公園区域
	供用区域

新青森県総合運動公園(86.0ha) 空中写真 平面図
(H21.08.22 撮影)



平成15年1月開園区域：「青い森アリーナ」、テニスコート、駐車場等 (H21.8 撮影)



平成21年4月 追加開園区域：「多目的広場」、「さくら広場」、園路等 (H21.8 撮影)